

(案)

番 号
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可について（答申）

平成13年12月14日付け平成13・07・17原第24号（平成14年2月20日付け平成14・02・15原第23号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の4第5項において準用する同法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。